様式第二十四号
その一（家畜人工授精用精液についての譲渡等記録簿）

譲渡等記録簿

家畜人工授精所の管理番号：

家畜人工授精所の名称及び所在地：

譲渡・譲受した年月日【西暦】	種畜の名称	精液採取年月日	家畜人工授精用精液証明書番号	譲渡先又譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無【番号】	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所等の管理番号又は氏名（名称）・住所	譲渡・譲受等の内容【番号】	備考欄
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							

備考

１．「譲渡・譲受等した年月日」の欄には、譲渡し、譲受し、廃棄し、又は亡失した年月日を記載するとともに、亡失した場合にあっては、その亡失の事実を知った日を記入し、亡失したものが見つかった場合は、当該亡失の記録の備考欄にその旨記載するなど、亡失したものが見つかったことが分かるように記載すること。

２．年月日を記載する場合には、西暦で記載すること。

３．「譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設の有無」の欄には、次の区分により番号を記入すること。ただし、２を記入する場合は、備考欄に具体的な相手方について記載すること。（例：自家利用の畜産農家、学術目的など）
　１　有　　２　無

４．「譲渡、譲受等の内容」の欄には、次の区分により番号を記入すること。
　１　譲渡　２　譲受　３　廃棄　４　亡失

５．譲渡等記録簿は、この様式で規定されている事項が必要なときに速やかに照合できるよう記録すること。

６．譲渡等記録簿は家畜改良増殖法第32条の５第２項の規定により、10年間保存すること。